

## グリーンイノベーションWGにおける改革の方向性

### 再生可能エネルギー分野における論点

#### (基本認識)

我が国は一次エネルギー供給の8割以上を原油、可燃性天然ガス、石炭等化石燃料に依存しているところ、資源権益確保をめぐる国際競争の熾烈化や資源供給国における資源ナショナリズムの台頭等により、これらの燃料確保が従来に増して困難となる懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーを含む非化石エネルギー源の利用の促進が我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保する上で重要な課題となっている。

また、地球温暖化問題の解決は、国際的にも重要な課題である。温室効果ガスの約9割がエネルギー起源のCO<sub>2</sub>で占められている我が国では、国民生活・企業活動・地域社会におけるエネルギー需給構造を低炭素型のものに変革していくことが強く要請されている。

国内で調達可能であり、かつ、環境負荷も小さい再生可能エネルギーは、エネルギー・セキュリティの確保、低炭素社会の実現の観点から、遍く国民に利益をもたらす公共性の高いものである。さらにグリーン・イノベーションを促進し、環境関連産業育成を通じて国内外の新市場を開拓し、雇用機会の創出等の面で広く国民経済に資することも期待されており、再生可能エネルギーの導入拡大は今日的な重要政策課題となっている。

#### (改革の方向性)

エネルギー供給事業者に再生可能エネルギーの利用を義務づけたエネルギー供給構造高度化法や太陽光の余剰電力買取制度の創設に加え、現在、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入のための法制度が検討されているところであるが、これらの制度を最大限活用し、再生可能エネルギーの大量導入を実現していく上では、関連設備の設置という入口段階での手続きが円滑に進められなければならない。

再生可能エネルギーの導入拡大という新たなる政策課題が生じている現状やそれが国民経済社会に遍くもたらす便益を十分に踏まえ、再生可能エネルギー設備の設置について、その公共性の高さを鑑み、優先的な位置付けを与える等により、当該設備の設置を柔軟に認める方向で規制の見直しを行うべきである。

## スマートコミュニティ分野における論点

### (基本認識)

本年6月、総合的なエネルギー安全保障の強化を図りつつ、地球温暖化対策の強化とエネルギーを基軸とした経済成長の実現を目指す、エネルギー基本計画が閣議決定されたところである。同月に閣議決定された新成長戦略も踏まえ、我が国が世界をリードするIT技術及び信頼度の高い送配電網を活用することにより、エネルギー・環境分野において、国内新規需要を創出するとともに、成長する海外関連市場で競争力を有する産業への革新を図ることが喫緊の課題である。

本課題の達成には、再生可能エネルギーの拡大に伴う太陽光発電等の出力不安定な分散型電源と需要家側の機器を制御し、安定的な電力供給を確保する「スマートグリッド」の整備はもとより、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーを地域単位で統合的に管理する「スマートコミュニティ」を構築する必要がある。これらの構造変化や技術革新等を踏まえ、低炭素型社会の達成とエネルギーを基軸とした経済成長を実現する観点から、電力・ガス分野における大胆なパラダイムシフトを促す制度改革を実現すべきである。

### (改革の方向性)

新成長戦略においては、次世代自動車（電気自動車・燃料電池自動車等）の普及促進を掲げている。次世代自動車の普及にあたっては、企業努力や消費者の環境志向の向上等は勿論のこと、インフラ整備にかかる必要な施策を講じていくことが重要である。したがって、急速充電器設置にかかる電力契約の柔軟な制度運用や、リチウムイオン電池の取扱いに関する国際基準との整合性確保の観点から改革を進める。

「スマートコミュニティ」の実現に向けては、供給側の対応のみならず、需要家が自らのエネルギー需給情報を詳細に把握することにより、需要家の主体的な行動変化を促す必要がある。したがって、電気料金や需要家情報等について、需要家の選択肢の拡大に向けた基盤整備のための改革を進める。また、エネルギーの地域単位での最適な利用を促進する観点から、特定電気事業制度等の電力融通の円滑化についても実効性を高めるための改革を行う。

さらに、エネルギー基本計画においては、省エネ、省 CO2 化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。したがって、インフラ整備を効率的に行うことにより、ひいては需要家負担の軽減を図るという視点で改革を進める。

### 3 R 分野における論点

#### (基本認識)

世界的な資源制約が顕在化しつつある昨今において、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環型社会を形成していくとともに、低炭素社会の実現に向け、相乗効果を発揮する取組みを推進していく必要性が一層高まっている。

循環型社会への転換をより進め、持続可能な社会を構築していくにあたっては、環境保全と経済の発展をともに両立しつつ、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び循環的利用の徹底を図った上でなお循環的利用が行われな

いものについては、適正な処分が確保されなければならない。環境保全と経済の発展の両立にあたっては、リサイクル産業の更なる成長が不可欠であるが、このためには循環資源の回収及び処分を適正かつ効率的・効果的に行うことで、社会的コストを削減すべきである。

#### (改革の方向性)

3 R を推進するにあたっては、国民や企業などの排出者及び適正処理を行う事業者全てが、正しい現状認識の下、自らの合理的な判断によって環境負荷の低減に取り組むことに加え、化石燃料エネルギーの抑制の観点も含め、最も効率的・効果的な手法を活用すべきである。

不適正処理の防止には十分配慮するとともに、資源の価値が経済状況の影響を受けて変動することで、適正な有効活用が妨げられるような場合には、一定の条件の下、継続的な利用を可能とするべきである。

廃棄物処理業の健全な発展を図るためには、不適正な処理を行う事業者に対しては厳しく対処する一方、優良な事業者の事業活動が阻害されるようなものとならないよう、バランスのとれた政策を進める必要がある。